



平成 24 年度（第 38 回） 丸紅基金社会福祉助成金

【事業名】

療養通所介護事業所における重症心身障害児の
地域生活支援事例集の作成

成果報告書

療養通所介護事業所活動状況調査及び当該事業所における
児童発達支援事業実態調査の結果及び事例集

平成 25 年（2013 年）8 月
公益財団法人 日本訪問看護財団

はじめに

療養通所介護事業所は、介護保険制度の通所介護の一類型で、2006（平成 18）年度よりサービスを開始し、医療的ケアの必要な中・重度の要介護高齢者が利用されています。利用定員は 9 人以下で、1 人当たりの専用面積は 6.4 m²に利用定員を乗じた面積以上となっております。

2013（平成 25 年）年 5 月の介護保険請求事業所数でみると 80 か所が介護保険利用者にサービスを提供しています。

今後ますます医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ要介護高齢者が増えることが推測される中、本人の機能維持・改善と家族介護者の支援のために本サービスの充実が急がれます。

また、それ以上に不足しているのが、重症心身障害児の発達支援や日中活動を支援するサービスです。療養通所介護事業所では、自主事業として、あるいは日中一時支援事業として、重症心身障害児・者に対してもサービスを提供してきました。

そのような背景があって、平成 24 年度から児童福祉法等に定める児童発達支援事業等の指定を受けて障害児・者の通所による支援ができるようになりました。

介護保険サービスのみならず障害福祉サービスにも位置づけられたことで、児童から高齢者まで医療的処置が必要な方でも安心して利用できるデイサービスの開設が可能となりました。

本事業は、丸紅基金社会福祉助成金を受けて、療養通所介護事業の実態を把握した上で、障害児・者の通所サービスを増やすために、療養通所介護事業所に対して、開設・運営の情報提供を目的としています。そのために、すでに児童発達支援事業等の指定を受けて、障害児・者の支援を行っている事例を収集し、指定を受ける手続きはどのようにするか、人員や設備はどうするか、日々の運営をどうするか、さらに安全なサービス体制はどうするかなど、療養通所介護との違いを認識して、より良いサービスが提供できる工夫等を取りまとめました。本報告書の「別冊」として「療養通所介護を活用した重症心身障害児・者の児童発達支援事業等の開設ガイド（「本事例集」と略す。）」を作成いたしました。

本事例集は療養通所介護事業所や市町村の障害福祉担当部署、関連団体等に配布します。また、本財団のホームページからダウンロードが可能とします。

療養通所介護事業所においては、児童発達支援事業等の指定を受け、運営する際の参考となることを期待しています。

また、市町村では重症心身障害児・者の地域生活支援を推進するサービスを充実させるための開設相談等にもご参考にしていただくことを期待しています。

本事例集作成に当たり、実態調査やヒヤリングにご協力くださった療養通所介護事業所の皆様や本財団の療養通所介護推進委員会委員の皆様には心より感謝申し上げますと共に、本事例集が地域の障害児・者やご家族の支援となるサービスの普及にお役に立てば幸いです。

平成 25 年 8 月吉日

公益財団法人 日本訪問看護財団
理事長 清水嘉与子

◆ 目 次 ◆

| | |
|-------------------|----|
| はじめに | |
| 第1章 事業の概要 | 4 |
| 1. 背景及び目的 | 4 |
| 2. 実施概要 | 4 |
| 3. 主な調査内容 | 4 |
| 4. 倫理的配慮 | 4 |
| 第2章 調査結果 | 5 |
| 1. 療養通所介護事業所調査結果 | 5 |
| 2. 障害児通園支援等の届出状況 | 11 |
| 3. 児童発達支援事業の申請状況 | 12 |
| 4. 児童発達支援事業の利用者状況 | 13 |
| 5. 児童発達支援事業の運営状況 | 15 |
| 第3章 総括 | 18 |
| 1. 結果のまとめ | 18 |
| 2. 提言 | 18 |
| 別冊 | 21 |

第1章 事業の概要

1. 背景及び目的

平成18年度より運営を開始した療養通所介護事業所は、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ中・重度要介護高齢者のみならず、自主事業として、あるいは日中一時支援事業として地域の実状に応じて重症心身障害児に対してもサービスを提供してきた。中・重度要介護者が利用可能な介護保険サービスも未だ少ないが、重症心身障害児の発達や日中活動を支援するサービスは、要介護高齢者以上に不足している地域もある。このような地域のニーズに応える形で、療養通所介護事業所は、平成24年度より障害児通所支援の指定を受けることが可能になった。障害福祉サービスに位置づけられることを機に、地域の発達支援システムと連携をとりながら支援の質を高め、サービス提供事業所数が増加することが期待されている。

本事業の目的は、療養通所介護事業所における障害児支援の普及を図ることである。そのために、第1に療養通所介護事業所を対象にアンケート調査、ヒアリング調査を行い、障害児支援の実態把握及び先駆的な取り組み事例の収集を行う。第2に調査結果をもとに障害児支援の事例集を作成する。事例集は療養通所介護事業所や市町村の障害福祉担当に配布する。市町村にとっては、重症心身障害児の地域生活支援を推進する際の参考資料となることが期待できる。事業所にとっては、障害児通所支援の指定を受ける際の参考となることが期待できる。

2. 実施概要

1) 調査対象

悉皆調査：平成24年11月時点で介護情報サービス情報公表システム掲載の事業所73事業所に未掲載ではあるが当財団が把握していた5事業所を加え、78事業所を調査対象とした。

回収数：45事業所で回収率は57.7%であった。

2) 実施方法

自記式、郵送法

3) 調査実施期間

平成25年2月5日から平成25年2月20日までとした。

3. 主な調査内容

- ・ 療養通所介護事業所の概要
- ・ 障害児通所支援等の届出状況について
- ・ 児童発達支援事業の申請手続きについて
- ・ 児童発達支援事業の利用児について
- ・ 児童発達支援事業の運営状況について

4. 倫理的配慮

調査の実施にあたり、日本訪問看護財団研究倫理委員会の審査を受け承認を得た。具体的には、次の点について配慮した。

書面にて研究の目的、プライバシーは厳守されること、調査への協力は任意であること、調査に協力しないことで一切不利益を被ることはないこと等を説明し、調査票への記入及び返送をもって調査への同意とした。

ヒアリング調査をもとに作成する事例集においては、事業の事例であって、児童発達支援事業の指定を受けた経緯や準備状況、運営の実際に関する事例集とすることで承認を得た。

第2章 調査結果

1. 療養通所介護事業所調査結果

1) 事業所の概要

(1) 事業開始年

事業開始年は、「平成18年以前」が12事業所と最も多く、次いで「平成20～21年」、「平成22～23年」がともに11事業所となっていた。

図表 1-1 事業開始年

| | 件数 割合 (%) | 平成18年 以前 | 平成19年 | 平成20～ 21年 | 平成22～ 23年 | 平成24年 以降 | 無回答 |
|----|--------------|-------------|-----------|--------------|--------------|-------------|-----|
| 合計 | 44 100.0 | 12 27.3 | 9 20.5 | 11 25.0 | 11 25.0 | 1 2.3 | - |

(2) 開設主体

○開設主体は、「営利法人（会社）」が31.8%と最も多く、次いで「医療法人」が29.5%、「社会福祉法人」が13.6%、「社団・財団法人」9.1%となっていた。

図表 1-2 開設主体

| 件数 割合 (%) | 都道府県 | 市区町村 | 広域 組合 連合 ・ 一部 事務 | 日本赤十字社・社会 保険関係団体 | 医療法人 | 医師会 | 看護協会 | 社団・財団法人（医 師会・看護協会以外 の公益・一般） |
|-------------------|----------|------------|---------------------------------|---------------------|------------|---------------------|----------|-----------------------------------|
| 合計 44 100.0 | - | - | - | - | 13 29.5 | 1 2.3 | 3 6.8 | 4 9.1 |
| | 社会福祉協議会 | 福祉協議会以外）社会 | 農業協同組合及び連 合会 | 消費者生活協同組合 及び連合会 | 営利法人（会社） | （特定非営利活動法人 （NPO） | その他 | 無回答 |
| | 1 2.3 | 6 13.6 | - | - | 14 31.8 | 1 2.3 | 1 2.3 | - |

図表 2-3 活動休止・廃止理由

| | 件数 | 行 模 通 通 所 介 所 介 護、小 規 移 規 | に 複 合 移 行 型 サ ー ビ ス | 居 小 宅 規 介 模 護 多 に 機 移 能 行 型 | 足 看 、 護 確 職 保 員 困 の 難 不 | 利 用 者 の 減 少 | 採 算 が と れ な い | そ の 他 | 無 回 答 |
|----|------------|------------------------------------|------------------------------|---|--|-------------------|------------------------|----------|-------------|
| 合計 | 2 100.0 | - | - | - | 1 50.0 | - | 1 50.0 | - | - |

(4) 定員

① 定員数

定員数は「5人」が34.1%と最も多く、次いで「8人」が15.9%、「4人」が13.6%、「6人」が11.4%の順であった。

図表 3-1 定員数

| | 件数 | 3人以下 | 4人 | 5人 | 6人 | 7人 | 8人 | 9人以上 | 無回答 | 平均 | 標準偏差 |
|----|-------------|----------|-----------|------------|-----------|----|-----------|-----------|----------|------|------|
| 合計 | 44 100.0 | 4 9.1 | 6 13.6 | 15 34.1 | 5 11.4 | - | 7 15.9 | 5 11.4 | 2 4.5 | 5.76 | 1.86 |

② 定員数が8人以下の事業所において、今後、定員を増やす予定が「ある」と回答した事業所は16.2%であった。「なし」と回答した事業所は70.3%であり、その理由は「看護職員の不足、確保困難」が61.5%と最も多く、次いで「専用の部屋の面積が不足」57.7%、「利用者の確保困難」「少人数を対象としたケアを行いたい」が19.2%であった。

図表 3-2 定員を増やす予定がない理由

| | 件数 | 面 専 積 用 が の 不 部 足 屋 の | 足 看 、 護 確 職 保 員 困 の 難 不 | 困 利 難 用 者 の 確 保 | 行 と 少 い し 人 た た 数 い ケ を ア 対 を 象 | そ の 他 | 無 回 答 |
|--------|-------|--------------------------------------|--|--------------------------|--|----------|-------------|
| 合計 | 26 | 15 | 16 | 5 | 5 | 1 | 1 |
| 割合 (%) | 100.0 | 57.7 | 61.5 | 19.2 | 19.2 | 3.8 | 3.8 |

③従事者数

○職種別の従事者数(常勤換算)をみると、看護職員数は2～3人未満が50%、1～2人未満が25%であり、平均人数は2.3人であった。介護職員は2～3人未満が31.8%、1～2人未満が15.9%であり、平均人数は2.5人であった。事務職員は1人未満が29.5%、その他の職員は1人未満が20.5%であり、平均人数は0.2人であった。

図表 4-1 職種別の従事者数(常勤換算)

| | 件数 割合(%) | 0人 | 1人未満 | 1～2人 未満 | 2～3人 未満 | 3～4人 未満 | 4人以上 | 無回答 | 平均 | 標準偏差 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|------------|------|------|
| 看護職員 | 44 100.0 | - | 2 4.5 | 11 25.0 | 22 50.0 | 4 9.1 | 3 6.8 | 2 4.5 | 2.29 | 1.03 |
| 介護職員 | 44 100.0 | 1 2.3 | 5 11.4 | 7 15.9 | 14 31.8 | 6 13.6 | 9 20.5 | 2 4.5 | 2.52 | 1.49 |
| 事務職員 | 44 100.0 | 20 45.5 | 13 29.5 | 1 2.3 | - | - | - | 10 22.7 | 0.19 | 0.27 |
| その他職員 | 44 100.0 | 20 45.5 | 9 20.5 | 1 2.3 | 1 2.3 | - | - | 13 29.5 | 0.20 | 0.41 |

○介護職員(常勤)のうち、資格保持者又は研修修了者の人数は、介護福祉士が平均1.0人、訪問介護員2級が平均0.9人であった。

図表 4-2 介護職員(常勤)のうちそれぞれの資格保持者又は研修修了者の人数

| | 件数 割合(%) | 0人 | 1人未満 | 1～2人 未満 | 2～3人 未満 | 3～4人 未満 | 4人以上 | 無回答 | 平均 | 標準偏差 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|------------|------|------|
| 看護職員 | 44 100.0 | - | 2 4.5 | 11 25.0 | 22 50.0 | 4 9.1 | 3 6.8 | 2 4.5 | 2.29 | 1.03 |
| 介護職員 | 44 100.0 | 1 2.3 | 5 11.4 | 7 15.9 | 14 31.8 | 6 13.6 | 9 20.5 | 2 4.5 | 2.52 | 1.49 |
| 事務職員 | 44 100.0 | 20 45.5 | 13 29.5 | 1 2.3 | - | - | - | 10 22.7 | 0.19 | 0.27 |
| その他職員 | 44 100.0 | 20 45.5 | 9 20.5 | 1 2.3 | 1 2.3 | - | - | 13 29.5 | 0.20 | 0.41 |

○介護職員(非常勤)のうちそれぞれの資格保持者又は研修修了者の人数は、介護福祉士、訪問介護員2級は平均0.7人、介護職員基礎研修終了者は平均0.1人であった。

図表 4-3 介護職員(非常勤)のうちそれぞれの資格保持者又は研修修了者の人数

| | 件数 割合(%) | 0人 | 1人 | 2人 | 3人 | 4人以上 | 無回答 | 平均 | 標準偏差 |
|----------|-------------|------------|-----------|-----------|----------|----------|-----------|------|------|
| 介護福祉士 | 41 100.0 | 23 56.1 | 8 19.5 | 5 12.2 | 1 2.4 | 1 2.4 | 3 7.3 | 0.68 | 1.08 |
| 実務者研修終了 | 41 100.0 | 35 85.4 | - | - | - | - | 6 14.6 | 0.00 | 0.00 |
| 介護職員基礎研修 | 41 100.0 | 32 78.0 | 4 9.8 | - | - | - | 5 12.2 | 0.11 | 0.31 |
| 訪問介護員1級 | 41 100.0 | 35 85.4 | - | - | - | - | 6 14.6 | 0.00 | 0.00 |
| 訪問介護員2級 | 41 100.0 | 24 58.5 | 8 19.5 | 3 7.3 | - | 3 7.3 | 3 7.3 | 0.74 | 1.33 |

④管理者の他の職務との兼務は 77.3%が「あり」と回答している。

図表 5 管理者の他の職務との兼務の有無

| | 件数 | あり | なし | 無回答 |
|--------|-------|------|------|-----|
| 合計 | 44 | 34 | 7 | 3 |
| 割合 (%) | 100.0 | 77.3 | 15.9 | 6.8 |

5) 利用者数 (実人員)

(1) 介護保険法の要介護度別利用状況

要介護 1 は 1 人が 13.6%、2 人が 4.5%の順であった。要介護 2 は 1 人が 11.4%と最も多く、要介護 3 は 1 人が 20.5%、3 人が 9.1%、2 人が 6.8%の順であった。要介護 4 は 1 人が 27.3%と最も多く、次いで 3 人が 20.5%、2 人が 11.4%の順であった。要介護 5 は 7~10 人が 27.3%と最も多く、次いで 4~6 人が 18.2%、11 人以上が 15.9%、3 人が 13.6%の順であった。

図表 6 介護保険法の要介護度別利用状況

| | 件数 割合 (%) | 0 人 | 1 人 | 2 人 | 3 人 | 4~6 人 | 7~10 人 | 11 人以上 | 無回答 | 平均 | 標準偏差 |
|-------|--------------|------------|------------|-----------|-----------|-----------|------------|-----------|-----------|------|------|
| 要介護 1 | 44 100.0 | 27 61.4 | 6 13.6 | 2 4.5 | - | - | - | - | 9 20.5 | 0.29 | 0.56 |
| 要介護 2 | 44 100.0 | 27 61.4 | 5 11.4 | 1 2.3 | 1 2.3 | 1 2.3 | 1 2.3 | - | 8 18.2 | 0.64 | 1.57 |
| 要介護 3 | 44 100.0 | 18 40.9 | 9 20.5 | 3 6.8 | 4 9.1 | 1 2.3 | - | - | 9 20.5 | 0.89 | 1.14 |
| 要介護 4 | 44 100.0 | 8 18.2 | 12 27.3 | 5 11.4 | 9 20.5 | 4 9.1 | - | 1 2.3 | 5 11.4 | 2.08 | 2.29 |
| 要介護 5 | 44 100.0 | 1 2.3 | 2 4.5 | 3 6.8 | 6 13.6 | 8 18.2 | 12 27.3 | 7 15.9 | 5 11.4 | 6.64 | 4.36 |

(2) 障害福祉サービス

障害福祉サービスの「日中一時支援事業」は、2 人及び 4~6 人が 6.8%であり平均人数は 1.0 人 (SD±2.4) であった。

「障害児通所支援等」では、11 人以上が 4.5%、3 人が 2.3%の順であった。平均人数は 0.7 人 (SD±2.6) であった。

図表 7-1 日中一時支援事業/障害児通所支援等

| | 件数 割合 (%) | 0 人 | 1 人 | 2 人 | 3 人 | 4~6 人 | 7~10 人 | 11 人以上 | 無回答 | 平均 | 標準偏差 |
|---------------|--------------|------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|-----------|------|------|
| 日中一時支援 | 44 100.0 | 30 68.2 | 1 2.3 | 3 6.8 | - | 3 6.8 | 1 2.3 | 1 2.3 | 5 11.4 | 1.00 | 2.40 |
| 障害児通所 支援など | 44 100.0 | 34 77.3 | - | - | 1 2.3 | - | - | 2 4.5 | 7 15.9 | 0.70 | 2.63 |

(3) オプションサービス利用者(介護保険法以外の利用者)

オプションサービス利用者における障害児(乳幼児)、障害児、障害者の利用者は以下の通りであった。

図表 8 オプションサービス利用者(介護保険法以外の利用者)

| | 件数 割合 (%) | 0人 | 1人 | 2人 | 3人 | 4～6人 | 7～10人 | 11人以上 | 無回答 | 平均 | 標準偏差 |
|----------|--------------|------------|-----------|----------|----|------|-------|-------|-----------|------|------|
| 障害児(乳幼児) | 44 100.0 | 37 84.1 | 1 2.3 | - | - | - | - | - | 6 13.6 | 0.03 | 0.16 |
| 障害児 | 44 100.0 | 35 79.5 | 4 9.1 | 1 2.3 | - | - | - | - | 4 9.1 | 0.15 | 0.42 |
| 障害者 | 44 100.0 | 33 75.0 | 6 13.6 | 1 2.3 | - | - | - | - | 4 9.1 | 0.20 | 0.46 |
| その他 | 44 100.0 | 36 81.8 | - | 1 2.3 | - | - | - | - | 7 15.9 | 0.05 | 0.32 |

(4) 看護職員及び介護職員 1人当たりの利用者数

看護職員及び介護職員 1人当たりの利用者数は 1～1.2人が 40.9%と最も多く、次いで 1.3～1.5人が 31.8%、1人未満が 13.6%であった。平均人数は 1.2人 (SD±0.3) であった。

図表 9 看護職員及び介護職員 1人当たりの利用者数

| | 件数 | 1人未満 | 1～1.2人 | 1.3～1.5人 | 1.6人以上 | 無回答 | 平均 | 標準偏差 |
|--------|-------|------|--------|----------|--------|-----|------|------|
| 合計 | 44 | 6 | 18 | 14 | 2 | 4 | 1.18 | 0.31 |
| 割合 (%) | 100.0 | 13.6 | 40.9 | 31.8 | 4.5 | 9.1 | | |

(5) 専用の部屋の面積

専用の部屋の面積については、40～60㎡未満が 20.5%と最も多く、次いで 40㎡未満 18.2%、80㎡未満が 15.9%の順であった。

利用者 1人あたりの面積は 8～10㎡未満が最も多く 22.7%であった。平均面積は 11.3㎡であった。

図表 10-1 専用の部屋の面積

| | 件数 | 40㎡未満 | 40～60㎡未満 | 60～70㎡未満 | 70～80㎡未満 | 80㎡以上 | 無回答 | 平均 | 標準偏差 |
|--------|-------|-------|----------|----------|----------|-------|------|-------|-------|
| 合計 | 44 | 8 | 9 | 6 | 6 | 7 | 8 | 63.66 | 30.10 |
| 割合 (%) | 100.0 | 18.2 | 20.5 | 13.6 | 13.6 | 15.9 | 18.2 | | |

図表 10-2 専用の部屋の面積 (利用者 1人あたりの面積)

| | 件数 | 8㎡未満 | 8～10㎡未満 | 10～15㎡未満 | 15㎡以上 | 無回答 | 平均 | 標準偏差 |
|--------|-------|------|---------|----------|-------|------|-------|------|
| 合計 | 44 | 9 | 10 | 9 | 7 | 9 | 11.29 | 5.12 |
| 割合 (%) | 100.0 | 20.5 | 22.7 | 20.5 | 15.9 | 20.5 | | |

(6) 主な介護報酬加算の算定状況

主な介護報酬加算の算定状況については、介護職員処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ（いずれか）が43.2%と最も多く、次いでサービス提供体制強化加算Ⅲの29.5%であった。

図表 10-3 主な介護報酬加算の算定状況

| | 件数 | サービス提供体制強化加算Ⅲ | Ⅲ 善介 （い ず れ か ） Ⅰ Ⅱ Ⅲ 加 算 ・ 処 遇 改 善 ・ 加 算 | 該当なし | 無回答 |
|--------|-------|---------------|---|------|------|
| 合計 | 44 | 13 | 19 | 14 | 5 |
| 割合 (%) | 100.0 | 29.5 | 43.2 | 31.8 | 11.4 |

2. 障害児通所支援等の届出状況

1) 事業所の活動状況

(1) 児童発達支援の活動

回答者中6事業所が活動中であった。開始時は平成24年4月、8月、11月がそれぞれ2件であった。

放課後等デイサービスについては回答者中4事業所が活動中であった。開始時は平成24年8月、11月がそれぞれ2件であった。

障害児相談支援については回答者中1事業所が活動中であり、開始時は平成24年11月であった。日中一時支援事業については回答者中11事業所が活動中であり、開始時は平成18年が2件、平成19年が1件、平成21年が1件、平成22年が1件、平成23年が4件、平成24年が2件であった。

図表 11-1 事業者としての活動状況

| | 件数 割合 (%) | 活動中 | 申請中 | 申請予定なし | 無回答 |
|----------------|--------------|------------|----------|------------|-----------|
| 児童発達支援 | 44 100.0 | 6 13.6 | 1 2.3 | 33 75.0 | 4 9.1 |
| 放課後等 デイサービス | 44 100.0 | 4 9.1 | 1 2.3 | 32 72.7 | 7 15.9 |
| 障害児相談支援 | 44 100.0 | 1 2.3 | - | 35 79.5 | 8 18.2 |
| 日中一時支援事業 | 44 100.0 | 11 25.0 | - | 28 63.6 | 5 11.4 |

(2) 児童発達支援を申請しない理由

「6人以上の定員設定が困難だから」33.3%が最も多く、次いで「要介護高齢者の受入れを優先したいから」、「児童福祉法等の法令・告示等に関する知識不足」30.3%の順であった。

図表 11-2 児童発達支援を申請しない理由(複数回答)

| | 件数 | 要介護高齢者の受入れを優先したから | 地域となるこの児が少くないから | 保育士や児童指導員が困難だから | 嘱託医の確保が困難だから | 6人以上の定員設定が困難だから | 発達支援・技術に関する知識不足 | 重症心身障害児の発 | 児童福祉法等に関する法令・告示等に関する知識不足 | 児童発達支援に必要の整備が困難だから | その他 | 無回答 |
|-------|-------|-------------------|-----------------|-----------------|--------------|-----------------|-----------------|-----------|--------------------------|--------------------|-----|-----|
| 合計 | 33 | 10 | 1 | 9 | 4 | 11 | 7 | 10 | 8 | 7 | - | |
| 割合(%) | 100.0 | 30.3 | 3.0 | 27.3 | 12.1 | 33.3 | 21.2 | 30.3 | 24.2 | 21.2 | - | |

3. 児童発達支援事業の申請状況

調査日時点で児童発達支援事業を実施していた事業所は8か所であった。

1) 職員の確保

申請にあたり、担当職員をどのように確保したかについて、嘱託医については「療養通所介護で指定した緊急時対応医療機関に依頼した」4件、「近隣の医療機関に依頼した」3件、「その他」1件であった。

児童指導員または保育士については、「療養通所介護の職員に有資格者がいたので兼務で対応した」6件、「新規採用した」2件であった。

機能訓練担当職員は「療養通所介護の看護職員の兼務で対応した」5件、「介護職員の兼務で対応した」1件、「その他」2件であった。

2) 物品・設備

申請にあたり、新たに準備した物品や設備については、ベット柵を保護するクッション、TV、CD、絵本、DVDであった。

3) 地域の関係機関

申請にあたり、地域の関係機関（児童発達支援センターや他の児童発達支援事業、児童相談所、保健所、保育所、特別支援学校等）に相談したことが「ある」と回答したのは5件であった。

具体的内容としては、「保健所・当事業所訪問看護の利用者でない児の家庭、様子、介護者について児の様子を聞く」「市の障害福祉課の重症心身障害児者の担当者に新規事業開始についての相談」「申請の基準について詳細」「法律について」「手続きについて」「特別支援学校、デイサービス等」「利用者の施設利用の状況や関係法令について」「具体的な支援の内容について」という内容であった。

4) 都道府県・市町村担当者とのやりとり

申請にあたり、都道府県・市町村担当者との間で、調整に時間を要したり、困難を感じたことが「ある」と回答したのは4件であった。

具体的内容としては「介護保険の療養通所介護が障害児通所を併設する場合の基準が県の担当職員に通知されておらず、調整に時間を要したり、後で変更を求められた」「市が児童発達支援事業を把握していなかった」「職員や負担金額、手帳等（対象）、解釈の違いがあっ

た。問い合わせてもわからない事やどこに問い合わせるのかわからない事が多かった」「市町村の担当者が、本件制度を知らなかった」という内容であった。

5) その他申請にあたり困難な点

- ・人員基準のハードルがきびしい。児童指導員や機能訓練担当職員について常時配置は、利用者実態から考えると必要ないのではないか。
- ・児童指導員、事業所看護師に有資格者がいたが療養通所に配置しなければならず、スタッフ体制の変更が生じた、又、保母の採用は厳しい。
- ・何が出ていて何が抜けているのかわからないため問い合わせてもそれぞれの担当場所以外のことがわからなかった。チェックの方法がわからなかった。
- ・具体的な事例がなく、行政担当者の指示が二転三転した。

4. 児童発達支援事業の利用者状況

1) 児童発達支援事業の利用定員、利用契約（平成25年1月時点）

6事業所より回答があり、利用定員は平均4.3人、利用契約者は平均4.6人であった。

(1) 年齢構成

年齢構成については5事業所より回答があり、以下のような内容であった。

図表12 利用者の年齢構成

| 事業所 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 6歳児 | 7歳以上 | 合計 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|----|
| 1 | 1 | 1 | | 1 | | 1 | 7 | 11 |
| 2 | | | | 2 | 1 | | 5 | |
| 3 | | 2 | | | | | 10 | 12 |
| 4 | | 1 | | 1 | | | | |
| 5 | | | | | | 2 | 2 | |

(2) 障害の程度等

①病因（複数回答可）

病因については5事業所より回答があり、以下のような内容であった。

図表13 病因

| 事業所 | 脳性まひ | 染色体異常 | てんかん | 症候群 奇形 | 代謝異常 先天性 | ミオパチー、ミオトニー症候群等 | 水頭症 | 溺水・手術後後遺症 | 脳炎・髄膜炎等後遺症 | 脳奇形 | 先天性筋ジストロフィー症 | 先天性感染症 | その他 | 不明 |
|-----|------|-------|------|-----------|-------------|-----------------|-----|-----------|------------|-----|--------------|--------|-----|----|
| 1 | 5 | 1 | 6 | | 1 | | | 1 | | | 1 | 1 | 1 | |
| 2 | 3 | 4 | | | | | | | | | | | | 1 |
| 3 | 11 | 2 | 7 | | | | 3 | | | | | | | 4 |
| 4 | | 2 | | | | | | | | | | | | 2 |
| 5 | | | | 1 | 1 | | | | | | 1 | | | 1 |

②大島分類については3事業所より回答があり、以下のような内容であった。

図表 14 大島分類

| 事業所 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5~9 | 10~25 | 不明 | 合計 |
|-----|----|---|---|---|-----|-------|----|----|
| 1 | | | | | | | 11 | 11 |
| 2 | 11 | | | | | | 1 | 12 |
| 3 | 4 | | | | | | | 4 |

③重症児スコア

重症児スコアについては3事業所より回答があり、以下のような内容であった。

図表 15 重症児スコア

| 事業所 | 25点以上 | 10~24点 | 10点未満 | 不明 | 合計 |
|-----|-------|--------|-------|----|----|
| 1 | 6 | 3 | 1 | 1 | 11 |
| 2 | 2 | 3 | 7 | | 12 |
| 3 | 1 | 2 | 1 | | 4 |

④身体障害者手帳

身体障害者手帳については4事業所より回答があり、以下のような内容であった。

図表 16 身体障害者手帳

| 事業所 | 視覚障害・聴覚・言語障害・肢体不自由・内部障害 (重複を除く) | | | | | | 視覚・聴覚・言語障害 肢体不自由・内部障害の重複 | |
|-----|------------------------------------|----|----|----|----|----|-----------------------------|----|
| | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 1級 | 2級 |
| 1 | 15 (肢体不自由) | | | | | | 1 | |
| 2 | 5 (肢体不自由) | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | 10 | 1 |
| 4 | 4 (肢体不自由) | | | | | | | |

⑤療育手帳

療育手帳については4事業所より回答があり、以下のような内容であった。

図表 17 療育手帳

| 事業所 | 重度 | その他 |
|-----|----|-----|
| 1 | 15 | 0 |
| 2 | 5 | 0 |
| 3 | 11 | 0 |
| 4 | 4 | 0 |

⑥呼吸管理 (複数回答)

呼吸管理については5事業所より回答があり、以下のような内容であった。

図表 18 呼吸管理 (複数回答)

| 事業所 | 吸引 | 吸入 | 気管切開 | 酸素吸入 | 人工呼吸器 | その他 | 特になし |
|-----|----|----|------|------|-------|-----|------|
| 1 | 15 | 5 | 11 | 9 | 9 | | |
| 2 | 5 | 5 | 3 | 1 | 1 | | |
| 3 | 3 | 3 | 2 | 2 | | | |
| 4 | 2 | | 2 | 2 | 2 | | |
| 5 | 4 | | 2 | 1 | 1 | | |

⑦食事機能（複数回答）

食事機能については5事業所より回答があり、以下のような内容であった。

図表 19 食事機能

| 事業所 | 胃ろう・腸ろう | 経鼻栄養 | IVH | 経口全介助 | その他 | 特になし |
|-----|---------|------|-----|-------|-----|------|
| 1 | 15 | 1 | | | | |
| 2 | 3 | 1 | | 1 | | |
| 3 | 3 | 1 | | 7 | | |
| 4 | | 2 | | | | |
| 5 | 3 | 1 | | | | |

5. 児童発達支援事業の運営状況

1) 平成25年1月時点での1月の営業日数、利用実人員

営業日数は平均15.4日、利用実人員は平均4.0人であった。

2) 主な報酬加算の算定状況

児童発達支援管理責任者専任加算が5か所で算定、家庭連携加算、欠席時対応加算、福祉・介護職員処遇改善加算がそれぞれ2か所、利用者負担上限額管理加算、福祉専門職配置等加算Ⅰ・Ⅱがそれぞれ1か所で算定していた。

図表 20 報酬加算の算定状況

| | 事業所数 |
|-----------------|------|
| 児童発達支援管理責任者専任加算 | 5 |
| 家庭連携加算 | 2 |
| 欠席時対応加算 | 2 |
| 福祉・介護職員処遇改善加算 | 2 |
| 利用者負担上限額管理加算 | 1 |
| 福祉専門職配置等加算Ⅰ・Ⅱ | 1 |
| 訪問支援特別加算 | 0 |
| 栄養士配置加算Ⅰ・Ⅱ | 0 |
| 延長支援加算 | 0 |

3) 設置している設備、訓練室等について（複数回答）

設置している設備、訓練室等については7事業所より回答がえられた。設備について相談室が7か所、静養室、浴室が6か所、指導訓練室が2か所、遊戯室が1か所であった。

4) 年間行事の実施（複数回答）

年間行事では、誕生日会が3か所、七夕、クリスマスなどの季節の行事が3か所、他施設・事業と合同で実施している保護者参観が1か所、保護者会が1か所であった。

5) 日常の健康管理と環境づくりにおいて特に配慮していること（自由記載）

- ・熱発など健康チェックの重視。吸収が必要であれば再三の観案。高齢者と同室の為、利用者への配慮（声かけなど）。
- ・ワンフロアである為、音楽、TVが個別に見られる環境調整。
- ・複数で児が利用された時は、共に交流できるベッド配置の工夫。

- ・オルゴールのCDを流し、落ちついたリラックスできる雰囲気づくり。
- ・季節ごとに壁かざりなど明るく、楽しいムードづくり。
- ・柵やベビーベッド使用により転倒防止、周囲にクッションをおき、打撲防止など乳幼児の年齢に応じた童謡の歌を流したり、DVDの観賞の時間をつくったり、リラクゼーション音楽を流したりしている。年齢に応じた玩具や絵本を準備している。

6) 衛生管理、感染症対策において特に配慮していること（自由記載）

- ・一処置、一手洗いの基本的なこと。ウェルパス使用。
- ・器具類の洗浄、消毒。
- ・利用開始時の状態確認で感染症予防。
- ・処置等の手袋の使用等。
- ・感染予防マニュアル作成し、感染症流行時に適宜勉強会を実施。塩素消毒など衛生管理実施。
- ・アルコール手指消毒剤の常備、ペーパータオルの使用。
- ・感染症の疑いがある時は受け入れ停止、来所時には個室使用、感染症対応マニュアルに準ずる。
- ・衛生管理として、手洗い、うがい（職員の）徹底。
- ・ドアノブ、ベッド周囲、床、ベッド上などのピオロジュンスプレー
- ・経管栄養ボトル、チューブ類、カテーテルチップのハイター消毒。
- ・個室確保（感染症対策として）。
- ・熱発、インフルエンザ等は休んでいただく。

7) 救急対応（発熱、けいれん、窒息、呼吸困難等）として特に配慮していること（自由記載）

- ・通所内及び送迎車内にも酸素ボンベ、アンビュー、エアウェイ等の救急セットとシガライターからインバータで電源をとり吸引器も設置。
- ・常に看護師が状態の観察、病状安定に努めている。
- ・病状変化、発作のリスク把握と対処方法の把握。
- ・利用前に児の状態の把握をする。
- ・緊急対応方法の把握、デイサービス利用を確認
- ・個別緊急対応マニュアル作成（家族と協議の上）。
- ・救急事例ごとのカンファレンス。
- ・医師との情報交換、連携を行う。外来看護師との情報交換、連携を行う。訪問看護師との情報交換、連携を行う。
- ・緊急時の対応として、主治医からの指示を確認しておく。
- ・吸引器やアンビューバッグは近くに準備し、いつでも使用できるようにしておく。

8) 非常災害対策として特に配慮していること（自由記載）

- ・災害時等の停電には、バッテリー+インバータで対応可能
- ・喀痰吸引は手動吸引器を設置。
- ・災害対策マニュアルの作成。
- ・緊急連絡先の把握。
- ・停電時の対応を協議。
- ・定期的な避難訓練 近隣住民との合同訓練
- ・医療器具は常に充電しておき、停電時や災害時に備えておく。
- ・消防訓練（火災）、小規模施設と併設なので一緒に行なっている。

9) 所内研修のテーマ（複数選択）

所内研修のテーマは発達支援の意味・役割、児童発達支援計画の作成が4か所、関係機関との連携・ネットワーキング、発達支援と日常実践、医療的ケア、緊急対応が3か所、発達支援にかかわる制度と動向が2か所、発達支援の技法が1か所であった。

10) 訓練用備品の活用（複数選択可）

訓練用備品の活用は、トレーニングバルーン 2 か所、訓練用椅子、歩行器が 1 か所であった。その他としては、ブランコ、ろく木であった。

11) 活動用備品の活用（複数選択可）

活動用備品の活用は、ステレオ類 7 か所、紙芝居・絵本 6 か所、楽器類 4 か所であった。

12) 平均的な 1 日のプログラム

| 児童発達支援 | |
|--------|--------------------------------------|
| 9:00 | 送迎 健康チェック |
| 9:30 | 到着 健康チェック、吸引、水分補給入浴 創作活動、絵本、音楽 |
| 10:00 | ケア、吸入 |
| 11:00 | 入浴、更衣、オムツ交換、吸引 |
| 12:00 | 昼食（注入） |
| 13:00 | 休息 |
| 14:00 | 自由遊び、TV、ビデオ、音楽、リハビリ |
| 15:00 | 注入、オムツ交換 |
| 16:00 | 帰宅支度、送迎 |

送迎は 8 時半～
9 時半が多い

リハビリは
遊びながらの
「遊ビリテーション」

13) 家族への支援（複数選択可）

家族への支援は就学相談、障害受容にむけた情報提供、相談、家族会、親の会を開催し親同士の交流の場の提供、医療福祉制度の情報提供やり利用への援助、きょうだい児への支援がそれぞれ 1 か所あった。

14) 地域の関係機関との連絡事例（自由記載）

- ・ 児の住んでいる市役所、学校、相談支援員等との連携。
- ・ 自治会長、民生委員、家族の方、地域連携室、協力病院医師との連携会議を行う。

第3章 総括

1. 結果のまとめ

1) 療養通所介護事業について

療養通所介護事業を利用されている介護保険利用者の6割は要介護5であり、様々なニーズを併せ持っているため個別送迎の必要な方々である。そこで1.5対1の手厚い人員配置となっているが、報酬は、4～6時間のサービスで1,000単位、6～8時間のサービスで1,500単位で、送迎等に関する加算はいっさい設定されていない。定員9人以下の小規模事業所（実態調査の結果平均5人）では経営は非常に厳しく、人員確保も困難な場合が多いため事業所数も増えない実態がある。

療養通所介護は定員9人以下で、一般の通所介護のようにスケールメリットが働く事業ではない。小規模・かつ個別ケアの事業であり、現行の介護報酬しか支給されない状況では経営的に成り立ちにくい。このような厳しい現状を改善し開設を促進するためには、定員5人以上の児童発達支援事業等の報酬を勘案した報酬改定が必要である。

2) 児童発達支援事業等について

児童発達支援事業に取り組んでいると回答のあった事業所数は8か所であった。平成24年度に療養通所介護事業所でも指定が受けられることとなったので指定申請を行ったが、指定を受けるまでに3カ月ほどかかっている事業所もみられた。都道府県や市町村担当者とのやりとりでは、児童発達支援事業を把握しておらず、調整や事業を進めるのに時間がかかった様子が見えられた。

療養通所介護では義務付けられていない人員基準として、児童指導員又は保育士を1人配置しなければならなかった点がある。機能訓練担当職員は看護職員の兼務で行っている事業所が多かった。ヒアリング調査では人員確保の課題が挙げられた。

児童発達支援事業の利用者の年齢構成としては、7歳以上が多かった。また、大島分類、重症児スコアでは重症なスコアの児が多かった。

2. 児童発達支援事業等の取組を推進するための提言

医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ重度障害児・者であることから、安全管理をしながら生活支援、発達段階の支援としてケアを行うことができるサービスとして位置付ける必要がある。

1) 安全管理について

送迎は基本報酬に含まれるとされている。しかし重度障害児者の送迎では、安全性の観点から個別送迎であり特に人出がかかる。迎えた利用者のケアを事業所内で提供し、傍らで送迎に看護師もかわらせる必要がある。送迎の問題を解決できると、療養通所介護事業でも児童発達支援事業あるいは多機能型事業においても、運営・経営上の課題がかなり解決されよう。

衛生管理でも、設備等の消毒、手洗いなど処置を行って、感染症や食中毒の発生およびまん延を防止する必要がある。

非常災害対策として、消火設備等や避難訓練などを実施して利用者及び職員等の安全を確保する必要がある。

医療的ケアの実施に当たっては、予め主治医に確認しケア上の留意点などの指導等を受ける（訪問看護の利用者であれば確認して行っている）などの連携をする。経管栄養剤や薬等も持参されることが殆どで、通所の場合保管し服薬等を行うため衛生管理を十分に行う。

障害児者では発熱やけいれん発作、むせるなどが比較的多いが、「ここまでは看護師対応、これ以上になると主治医に連絡し対応・・・」等のプロトコル（協定）を決めておいて対応することとする。また、個別のマニュアルを作成して対応する。

2) 発達段階に応じた支援について

重症心身障害児・者の支援事業では、日常生活動作、運動機能等に係る訓練や指導等により、運動機能等の低下を防止すると共にその発達を促すことが目的とされている。障害児の発達段階に応じた支援を適切に行うために、看護・介護職員と協働して遊びを入れた日常生活支援を行うために、保育士等のかかわりは不可欠である。人材確保に努める必要がある。

3) 家族支援

きょうだい児のかかわりをもつ時間を増やす支援、母親の思いなどに沿った相談対応、家族のレスパイトなど家族支援の意義は大きい。事業所内で親どおしが交流できる場を設定することも支援の一環となろう。

4) 地域での共生

地域社会で、障害児・者やその家族が安心して暮らすことができるように、共生社会の実現に向けてサービスの普及と質の向上を図ることが重要で、0歳から高齢者まで誰もが利用できる通所サービスを一つでも多く開設されることを期待するとともに、当該事業の継続発展のための適正な評価を期待する。

指定申請と開設運営に当たっての準備・多機関との連携等（ヒヤリング調査より）

| | A 事業所 | B 事業所 | C 事業所 |
|---------------|--|---|--|
| 申請月 | 平成 24 年 8 月 | 平成 24 年 6 月 | 平成 24 年 2 月 |
| 指定月 | 平成 24 年 11 月 | 平成 24 年 8 月 | 平成 24 年 4 月 |
| 嘱託医の確保 | 近医（療養通所介護事業所でお願いしていることとは別の病院） | 主治医 | 近医) |
| 児童指導員又は保育士の確保 | 保育士は新規採用、児童指導員は療養通所介護の職員に有資格者がいたので、兼務で対応 | ステーションに有資格者がいたため兼務 | ステーションに有資格者がいたため兼務 |
| 機能訓練担当職員の確保 | 機能訓練担当職員は療養通所介護の看護職員の兼務で対応 | ステーションにいたため兼務 | 療養通所介護の介護職員の兼務で対応 |
| 新たに準備した物品や設備 | <ul style="list-style-type: none"> ・遊戯室（オルゴールの CD） ・相談室（個室） ・静養室（カーテンの設置、ベッドサイドには子供向けのぬいぐるみ） ・トレーニングバルーン、訓練用椅子、絵本、ステレオ、テレビなど | <ul style="list-style-type: none"> ・ベッド柵 ・ベッド柵につけるクッション（けが防止） ・テレビなど | なし（申請以前にボランティアで事業を行っていたため） |
| 関係機関との相談・連携 | 療養通所介護で行う児童発達支援の可能性について説明し理解を得る必要がある | 自治体内の障害児施設の集会に参加し、情報提供している | <ul style="list-style-type: none"> ・成長した子どもが社会的な関わりを必要とした時に、療育センターや社会福祉事業団の児童発達支援センターと連携している ・いざという時に助け合えるように、地域の避難訓練などに年 2 回参加している |
| 行政との相談・調整 | 市は必要性を理解し支援してくれた | 開設当初、市は療養通所介護における児童発達支援事業を把握されてなかったため、厚労省の説明会資料を渡して説明をした。その後は市の担当者が詳しく調べ、細かくアドバイスされた | 市町村の担当者の異動などにより、療養通所介護事業所の行う多機能型事業に関して、一つ一つ厚労省からの通知などの資料を渡して説明し、理解が得られた。 |
| その他 | | <ul style="list-style-type: none"> ・看護と介護が同じ用紙に記録することで医療面と生活面とが把握できる ・送迎時に時間がかかるのでケアにゆとりがない状況を改善したい ・個々の成長や発達に応じた関りを充実させたい ・療養通所介護に通うようになり表情が豊かな子がいることはこの事業の強みである | <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の対応や医療的行為に関して、独自の連携用紙を使用し主治医に記入してもらっている ・発達を見逃さないよう、小さな変化でも観察し記録することを心がけている ・言語聴覚士に関わってもらい、発達段階に応じて、摂食に加えリラクゼーションやポジショニングの指導を受けている |

別冊

(別添 PDF 資料)

事業実施体制

本事業の実施者は以下のとおりである。

- 療養通所介護事業所における重症心身障害児の地域生活支援事例集の作成事業」
実施者（代表者）

公益財団法人日本訪問看護財団 理事長 清水 嘉与子

- 成果報告書「療養通所介護事業所活動状況調査及び当該事業所における児童発達支援事業等実態調査の結果」及び事例集「療養通所介護を活用した重症心身障害児・者の児童発達支援事業等事例集」作成者（事務局兼務）

公益財団法人日本訪問看護財団 常務理事 佐藤 美穂子

公益財団法人日本訪問看護財団 事業部長 上野 まり

（前）公益財団法人日本訪問看護財団 研究員 柴崎 祐美

公益財団法人日本訪問看護財団 研究担当 山辺 智子

公益財団法人日本訪問看護財団 研究担当 湯本 晶代

- 事例集作成協力者

公益財団法人日本訪問看護財団 平成 25 年度療養通所介護推進委員会 委員

委員長 安藤真知子

委員 岩間 慶子

市橋 正子

上野 幸子

佐々木秀代

平成 24 年度（第 38 回） 丸紅基金社会福祉助成金

療養通所介護事業所における重症心身障害児の地域生活支援事例集の作成
成果報告書

～療養通所介護事業所活動状況調査及び当該事業所における児童発達支援事業実態調査の
結果及び事例集～

2013 年 8 月 発行

発行 公益財団法人 日本訪問看護財団

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5 丁目 8 番 2 号日本看護協会ビル 5 階

TEL : 03-5778-7001 Fax : 03-5778-7009

URL : <http://www.jvnf.or.jp>